

全建労発第 37 号  
令和 7 年 10 月 28 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅 則  
(公印省略)

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに  
向けた取組に関する要請について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働大臣から、別添のとおり、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関して要請がありました。

過労死等防止対策推進法では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のため集中的な啓発を行うこととされています。

しかしながら、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、令和 6 年 4 月からは、建設の事業等についても時間外労働の上限規制が適用されています。

このようなことから、厚生労働省では長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行う旨、協力依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木